

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 J1-4
- 2 案件名 宝塚観光ダム施設修繕
- 3 案件場所 宝塚市栄町1丁目外地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～ 令和5年(2023年)2月28日
- 5 契約相手方 住所：大阪市西区靱本町1丁目9番15号（大阪営業所）
社名：佐藤鉄工株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
本修繕は、水門という特殊設備であり、当施設の機械設備のあらゆる箇所に特注製品を使用しているため、構造・機能、補修履歴を熟知・理解していると共に補修後に水門の開閉操作・既存機器等を調整し機能確認を行う必要があることから、既設メーカーであり保守点検を実施している上記事業者と随意契約を締結し、本修繕を実施します。
7. 問合わせ先 観光企画課 内線 2627